

手術の施設基準に係る届出について

次の手術については厚生労働大臣の定める施設基準（医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術の施設基準）に適合しているものとして届出を行っております。

	(実施件数)
頭蓋内腫瘍摘出術等	0
黄斑下手術等	0
鼓室形成手術等	0
肺悪性腫瘍手術等	0
経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0
靱帯断裂形成手術等	0
水頭症手術等	0
鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
尿道形成手術等	0
角膜移植術	0
肝切除術等	0
子宮附属器悪性腫瘍手術等	0
上顎骨形成術等	0
上顎骨悪性腫瘍手術等	0
バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
母指化手術等	0
内反足手術等	0
食道切除再建術等	0
同種死体腎移植術等	0
胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術	16
人工関節置換術	41
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び体外循環を要する手術	0
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0

※実施件数については令和6年1月～令和6年12月の件数

ご不明な点については窓口にてお問い合わせください。

令和7年4月1日 市立大森病院 院長